

国立大学法人東京外国語大学学部長 適任者の選出方法に関する規程

平成26年11月19日
言語文化学部規則第4号
国際社会学部規則第4号

改正 平成28年11月16日言語文化学部規則第6号 平成28年11月16日国際社会学部規則第6号
平成30年11月21日言語文化学部規則第1号 平成30年11月21日国際社会学部規則第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学部長に関する規程（平成16年規則第181号）第7条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学学部長の適任者（以下「学部長適任者」という。）の選出方法に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「学部長」とは、言語文化学部長、国際社会学部長及び国際日本学部長をいう。

(選出方法)

第3条 学部長適任者推薦のため、当該学部教授会（以下「教授会」という。）において、選挙を行う。

- 2 選挙は、予備選挙及び本選挙とする。
- 3 選挙権者は、教授会構成員とする。
- 4 選挙は、単記無記名投票とする。
- 5 予備選挙を行う際には、参考意見として、自薦及び他薦を募ることができる。
- 6 予備選挙においては、得票数の上位5位までの者（得票数1票の者を除く。5位に得票同数の者があるときは、これを含める。）を選出する。
- 7 本選挙においては、予備選挙において選出された者について投票を行う。
- 8 本選挙においては、得票数の上位2位までの者（1位または2位に得票同数の者があるときは、これを含める。）を選出する。ただし、選出人数は4名を超えることはできない。
- 9 教授会議長（以下「議長」という。）は、前項に基づき選出された者に対して、推薦に応ずるか否かの意思確認を行わなければならない。ただし、議長が選出されたときは、その意思確認は副学部長が行う。
- 10 前項の意思確認に応じた者を選出者とし、選出人数が2名未満のときは、改めて第2項から前項までを再度行わなければならない。

(推薦)

第4条 議長は、前条により選出した学部長適任者を順位及び得票数を付して学長に推薦する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学部長適任者の選出に関し必要な事項は、教授会の議を経て議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学学部長候補者選考規程（平成23年規則第43号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、国際日本学部長適任者は、大学院国際日本学研究院長適任者をもって充てる。
- 3 この規程制定後、最初に推薦される国際日本学部長適任者は、この規程に基づき選出されたものとみなす。